

市民活動室を利用する皆さんへ

譲り合って
ご利用ください

- 市民活動室は **市民活動団体の活動を支援する施設**です。
- 打合せや情報交換等**のために、**無料**でご利用いただけます。

利用時間：**午前8時30分～午後9時**

※休館日（毎月第3水曜日、年末年始（12月29日～1月3日））は除く

利用される方は、窓口へお越しください。

窓口：月～土曜日の午前10時～午後9時	・・・・・・・・	2階	NPO・ボランティアセンター
月～土曜日の午前8時30分～午前10時	}	1階	市民プラザ総合案内
日曜・祝日の午前8時30分～午後9時			



◆利用手順◆

- ①窓口で利用受付票に必要事項を記入し、提出してください。
- ②「利用中」と書かれたマグネットをお渡ししますので、利用中は、市民活動室入口のホワイトボードに貼り付けてください。
- ③利用後は後片付けを行い、窓口へマグネットを返却してからお帰りください。

詳しくは、
『市民活動室等利用の手引き』
をお読みください。



～ ご不明な点がございましたら、NPO・ボランティアセンタースタッフへお声掛けください ～

市民活動団体の皆さんがお互いに円滑な利用をいただけるよう、
下記をご覧ください、適切な利用にご協力ください。

◆利用上の注意◆

- ▼市民活動室の**事前予約**や**占有利用はできません。**
- ▼テーブル数に限りがありますので、譲り合ってご利用ください。
- ▼利用時間（午前8時30分～午後9時）を守ってください。

◆以下に記載する行為を行う場合は**利用できません。**

- ▼ 商談や契約、販売行為等
- ▼ 入場料や参加費等を徴収する講座、集会、講演会等
- ▼ 周囲や施設に迷惑や悪影響を及ぼすと思われる講座、集会、講演会等
- ▼ 公職にある人及び公職の候補者（公職への立候補を表明した人を含む。）並びに特定の政党の利害に係る行為
- ▼ 特定の宗教の利害に関する活動目的の利用
- ▼ 飲酒及び食事を伴う利用
- ▼ 火気の使用を伴う利用
- ▼ 個人的な学習目的での利用
- ▼ 暴力団の活動及び暴力団に対し利益を供与する活動目的の利用
- ▼ その他社会通念を逸脱する行為